

# 職業紹介事業報告書の作成について

厚生労働省 兵庫労働局

職業安定部 需給調整事業課

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

# 本日の説明内容

1. 職業紹介事業報告書の提出について
2. 職業紹介事業報告書の作成について
3. 職業紹介の実績がない場合の報告について
4. 令和6年4月1日施行改正職業安定法  
施行規則について

# 1

## 1. 職業紹介事業報告書の提出について



ひと、くらし、みらいのために



厚生労働省  
Ministry of Health, Labour and Welfare

# 職業紹介事業報告書

有料（無料）職業紹介事業を行う事業主は、毎年度、職業紹介事業を行う事業所ごとに事業報告書を作成して、事業主管轄労働局に提出する必要があります。

## 提出期間

令和6年4月1日（月）から令和6年4月30日（火）までです。

## 報告対象期間

報告対象期間は、

**令和5年4月1日から令和6年3月31日まで**です。

職業紹介事業報告書様式（兵庫労働局HP）

[https://jsite.mhlw.go.jp/hyogo-roudoukyoku/hourei\\_seido\\_tetsuzuki/hourei\\_youshikishu/youshikishu/syokai\\_yoshiki\\_download.html](https://jsite.mhlw.go.jp/hyogo-roudoukyoku/hourei_seido_tetsuzuki/hourei_youshikishu/youshikishu/syokai_yoshiki_download.html)

兵庫労働局への提出は、許可番号が「28ー」で始まる事業者です。

# 提出書類について

必ず提出するもの

職業紹介事業報告書（様式第8号）

**職業紹介事業報告書は事業所ごとに作成して、  
正本1部・コピー2部の合計3部を必ず提出してください。**

職業紹介事業報告書（様式第8号）は、第1面と第2面ですが、大きく分けて以下のような構成となっています。

◎許可番号、事業所の名称および活動状況（第1面）

◎収入状況や返戻金制度の有無等（第2面）

# 提出先について

郵送または持参により提出してください。

## 郵送の場合

〒650-0044

神戸市中央区東川崎町1丁目1番3号 神戸クリスタルタワー14階

兵庫労働局 職業安定部 需給調整事業課 あて

◎報告書の控えを返送しますので、必ず**必要分の切手を貼付し、返送先を書いた返信用封筒を同封**して提出してください。また提出にあたっては、できる限り簡易書留やレターパックプラスなどの、対面で届き、かつ受領の際に受領印（署名）を行う方式をお願いします。

## 持参の場合

上記所在地の窓口にて、**平日8時30分から17時15分まで**の間に提出してください。  
なお、提出期限の4月末頃は、窓口が大変混み合います。  
時間に余裕を持って提出してください。

# 2

## 2. 職業紹介事業報告書の作成について



# 第1面【1 許可番号、2 事業所の名称及び所在地、3 紹介予定派遣の有無】

様式第8号 (第1面)

(日本産業規格A列4)

有料職業紹介事業報告書  
~~無料職業紹介事業報告書~~

報告の種類により抹消。

1 許可番号 28 -1- 000000

2 事業所の名称及び所在地

(名称) 株式会社 兵庫労働局 三宮支店

(所在地) 兵庫県神戸市中央区浜辺通二丁目1番30号 三宮国際ビル5階

3 紹介予定派遣

実績の有無 無

職業紹介事業を行う「事業所」ごとに作成。「事業所」の名称・所在地を記載。



# 第1面【4活動状況（国内）】

改定後令和4年版の厚生労働省編職業分類分類表

3 紹介予定派遣

実績の有無 **有**

4 活動状況（国内）

直前の3月末における有効求職者数

期間中の新規求職申込件数。

同一者からの複数回申込みはそれぞれ計上する。  
希望業務が2以上あった求職者は、本人の希望順位が高いもののみ計上する。

取扱 業務等の区分	① 求 人 数				② 求 職					
	有 効 求 人 数	求 人 数			有 効 求 職 者 数	新 規 求 職 申 込 件 数	新 規 雇 用			
		常 用 求 人 数	臨 時 求 人 延 数	日 雇 求 人 延 数			新 規 雇 用	再 雇 用	再 雇 用	
a 家政婦（夫）	2 人	人	人	480 人日	2 人	60 件	件	件	人日	450 人日
g 医師	15 人	30 人	1800 人日	人日	10 人	50 件	12 件	6 件	640 人日	人日
023 看護師、准看護師	20 人	25 人	人日	人日	15 人	85 件	15 件	12 件	人日	人日
038 会計事務の職業 （紹介予定派遣）	10 人	20 人	人日	人日	15 人	30 件	5 件	5 件	人日	人日
	(1) 人	(1) 人	人日	人日	(2) 人	(2) 件	(1) 件	(1) 件	人日	人日
	人	人	人日	人日	人	件	件	件	人日	人日
	人	人	人日	人日	人	件	件	件	人日	人日
	人	人	人日	人日	人	件	件	件	人日	人日
	人	人	人日	人日	人	件	件	件	人日	人日
計	47 人	75 人	1800 人日	480 人日	42 人	225 件	32 件	23 件	640 人日	450 人日

直前の3月末における有効求人人数

延数 = 人数 × 雇用期間の日数（稼働日数ではない）

例：雇用期間が8/1～9/30で募集人数が2人の求人の場合、61日 × 2人 = 124人日です。

改定前平成23年版の厚生労働省編職業分類分類表

取扱 業務等の区分	④ 離 職	
	無期雇用 (6ヶ月以内／解雇除く)	
	離 職	不 明
002 家政婦（夫）	人	人
008 医師	2 人	0 人
009 看護師	2 人	0 人
26 会計事務の職業 （紹介予定派遣）	0 人	0 人
	人	人
	人	人
	人	人
	人	人
計	4 人	0 人

④の『離職』の対象者は、前々年の4月1日から前年の3月末日までに無期雇用に就職した者。

下記のいずれも満たす者の数を記入してください。

- ・ 報告対象年度の前年度に、期間の定めのない雇用により就職した者
- ・ 就職後6か月以内に離職した者（解雇された者を除く）

# 第1面および第2面（共通の注意点）

## 「取扱業務等の区分について」（第1面、第2面共通）

「取扱業務等の区分」については、厚生労働省職業分類表における中分類（001～099）表記です。

ただし、「a家政婦（夫）」「bマネキン」「c調理師」「d芸能家」「e配せん人」「fモデル」「g医師」「h保育士」「i特定技能の在留資格にかかる職業紹介」については、厚生労働省職業分類表における中分類と分離して集計（外数で）してください。

例えば中分類「021」では「歯科医師、獣医師、薬剤師」のみの実績を計上します。

## 「常用」「臨時」「日雇」の区分について」（第1面、第2面共通）

「常用」・・・4か月以上の期間を定めて雇用される者または期間の定めなく雇用される者

「臨時」・・・1か月以上4か月未満の期間を定めて雇用される者

「日雇」・・・1か月未満の期間を定めて雇用される者

# 第1面【5活動状況（国外）（相手国別・総計）】

国外分については、国内分とは別で計上する。

5 活動状況（国外）（相手国別・総計）

取扱 業務等の区分	項目 相手国	⑤ 求 人		⑥ 求 職		⑦ 就 職	
		有 効 求人 数	求 人数	有効求 職者 数	新規求職 申込件 数	無期雇用 就職件 数	それ以外 の就職 件数
i 特定技能	ベトナム VNM	30 人	75 人	80 人	130 件	5 件	65 件
007 製造技術者	ベトナム VNM	5 人	5 人	2 人	3 件	1 件	1 件
		人	人	人	件	件	件
		人	人	人	件	件	件
		人	人	人	件	件	件
計		35 人	80 人	82 人	133 件	6 件	66 件

取扱 業務等の区分	項目 相手国	⑧ 離 職	
		無期雇用 (6ヶ月以内／解雇除く)	
		離 職	不 明
011 特定技能	ベトナム VNM	3 人	人
08 製造技術者	ベトナム VNM	1 人	人
		人	人
		人	人
		人	人
計		4 人	0 人

⑧の『離職』の対象者は、前々年の4月1日から前年の3月末日までに無期雇用で就職した者。

下記のいずれも満たす者の数を記入してください。

- ・ 報告対象年度の前年度に、期間の定めのない雇用により就職した者
- ・ 就職後6か月以内に離職した者（解雇された者を除く）

改定後令和4年版の厚生労働省編職業分類表

改定前平成23年版の厚生労働省編職業分類表

# 第2面【6収入状況（国内・国外）】

上限手数料と組み合わせる「求人受付手数料（例：710円／1件）」については「求人受付手数料（別表）」欄に計上する。  
「届出制手数料」による求人受理費用は計上しないこと。

様式第8号（第2面）

## 6 収入状況（国内・国外）

取扱 業務等の区分	求人者（上限制）手数料 <small>（職業安定法第32条の3第1項第1号の規定による手数料）</small>			求人受付手数料 <small>（別表）</small>		求人者（届出制）手数料 <small>（職業安定法第32条の3第1項第2号の規定による手数料）</small>			求職受付手数料											
	常用	臨時	日雇	件	千円	常用	臨時	日雇	件	千円										
a 家政婦（夫）	千円	千円	490	千円	480	件	336	千円	千円	千円	件	千円								
g 医師	千円	千円	千円	千円	千円	件	千円	52,300	千円	9,600	千円	千円	件	千円						
023 看護師、准看護師	千円	千円	千円	千円	千円	件	千円	33,750	千円	千円	千円	千円	件	千円						
038 会計事務の職業 （紹介予定派遣）	千円	千円	千円	千円	千円	件	千円	5,800	千円	千円	千円	千円	件	千円						
	千円	千円	千円	千円	千円	件	千円	(1160)	千円	千円	千円	千円	件	千円						
	千円	千円	千円	千円	千円	件	千円	千円	千円	千円	千円	千円	件	千円						
計	0	千円	0	千円	490	千円	480	千円	336	千円	91850	千円	9600	千円	0	千円	0	千円	0	千円

「届出制手数料」により手数料を徴取する場合、求人受理費用も紹介手数料もすべて「求人者（届出制）手数料」欄への計上となる。届出制手数料による求人受理費用を、左欄の「求人受付手数料（別表）」欄には計上しないこと。

取扱 業務等の区分	求職者手数料 <small>（職業安定法第32条の3第2項の規定による手数料）</small>					
	常用		臨時		日雇	
芸能家	件	千円	件	千円	件	千円
モデル	件	千円	件	千円	件	千円
科学技術者	件	千円	件	千円	件	千円
経営管理者	件	千円	件	千円	件	千円
熟練技能者	件	千円	件	千円	件	千円
計	0	千円	0	千円	0	千円

手数料の金額はすべて消費税を含んだ額で、千円未満は四捨五入した金額とする。

## 第2面【7職業紹介の業務に従事する者の数、8返戻金制度、9従業員教育】

7 職業紹介の業務に従事する者の数

5 人
-----

報告対象期間末日時点  
の数。職業紹介責任者を  
含めた人数を記載する。

8 返戻金制度

有	(有の場合、その概要) 3か月以内に自己都合退職の場合、紹介手数料の50パーセントを返金する。
---	--

9 従業員教育

日時	従業員数	教育内容
令和5年10月1日 9:00~17:00	5	求人者・求職者の個人情報の適切な管理に関する研修を実施。

返戻金制度が有の場合は、概要  
も記載。(制度の内容が分かる  
資料添付可)

職業紹介責任者が、職業紹介事業に従事する従業員に実施した教育・研修について記載する。

1 職業安定法第32条の16第1項の規定により上記のとおり報告します。

~~2 職業安定法第33条第4項において準用する同法第32条の16第1項の規定により上記のとおり報告します。~~

令和 6 年 4 月 〇〇 日

株式会社 兵庫労働局  
代表取締役 〇〇 〇〇

厚生労働大臣 殿

⑨ 氏名又は名称

有料職業紹介の報告は「2」を、無料職業紹介の報告は「1」を抹消する。

法人(団体)の場合、法人(団体)名および代表者名を記入する。

# 3

## 3. 職業紹介の実績がない場合の報告について



# 職業紹介の実績がない場合の報告について

様式第8号(第1面)

## 職業紹介の実績がない場合

【注意】  
該当しない方を二本線で消去してください。

### 有料職業紹介事業報告書

### 無料職業紹介事業報告書

【注意】  
報告書は事業所ごとに作成してください。

1 許可番号 28 -ユ- 000000

2 事業所の名称及び所在地  
(名称) 株式会社 兵庫労働局 神戸支店  
(所在地) 兵庫県神戸市中央区東川崎町1-1-3 神戸クリスタルタワー

3 紹介予定派遣 実働の有無 無

【注意】  
紹介予定派遣に関する実績について記載する欄です。実績がなければ「無」と記入してください。

4 活動状況(国内)

取扱 業務等の区分	① 求人		② 求職		③ 新規求職		④ 有効求職		⑤ 就業	
	有効求人	求職者	有効求職者	新規求職申込件数	有効求職者	就業	有効求職者	就業	有効求職者	就業
	無期雇用 (6か月以内/特種除く)	無期雇用 (6か月以内/特種除く)	無期雇用 (6か月以内/特種除く)	無期雇用 (6か月以内/特種除く)	無期雇用 (6か月以内/特種除く)	無期雇用 (6か月以内/特種除く)	無期雇用 (6か月以内/特種除く)	無期雇用 (6か月以内/特種除く)	無期雇用 (6か月以内/特種除く)	無期雇用 (6か月以内/特種除く)
	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

実績なし

【注意】  
職業紹介の実績がないと分かるように「実績なし」と記載して下さい。

様式第8号(第2面)

## 6 収入状況(国内・国外)

取扱 業務等の区分	求人者(上限制)手数料 (職業安定法第2条の3第1項第1号の規定による手数料)			求人受付手数料 (別表)	求人者(届出制)手数料 (職業安定法第2条の3第1項第2号の規定による手数料)			求職受付手数料
	常用	臨時	日雇		常用	臨時	日雇	
	0	0	0	0	0	0	0	0

取扱 業務等の区分	求職者手数料 (職業安定法第32条の3第2項の規定による手数料)		
	常用	臨時	日雇
芸能家	0	0	0
モデル	0	0	0
科学技術者	0	0	0
経営管理者	0	0	0
熟練技能者	0	0	0
計	0	0	0

## 7 職業紹介の業務に従事する者の数

3人

## 8 返戻金制度

有 (有の場合、その概要)  
3か月以内に自己都合退職の場合、紹介手数料の50パーセントを返金する。

## 5 活動状況(国外)(相手国別・総計)

取扱 業務等の区分	相手国	① 求人		② 求職		③ 就業	
		有効求人	求職者	有効求職者	新規求職申込件数	有効求職者	就業
		0	0	0	0	0	0

取扱 業務等の区分	相手国	④ 離職	
		無期雇用 (6か月以内/特種除く)	不明
		0	0

## 9 従業員教育

日時	従業員数	教育内容
令和5年4月5日 9:00~17:00	1名	職業紹介責任者が講師となり、新規採用者に対する職業紹介業務全般に関する研修を実施。
令和5年9月15日 10:00~17:00	3名	OO協会が主催する職業紹介従事者向け講習を受講。
令和6年2月1日 17:00~19:00	2名	キャリアコンサルタント資格を持つ職業紹介責任者が講師となり、キャリアコンサルタント技能士取得に関する勉強会を実施。

- 職業安定法第32条の16第1項の規定により上記のとおり報告します。
- 職業安定法第32条第4項において準用する同法第32条の16第1項の規定により上記のとおり報告します。

【注意】  
職業紹介責任者が、職業紹介業務の適正な運営に資する教育・研修(外部研修を含む)を職業紹介業務従事者に受けさせた場合に、その内容を記入してください。

令和 6年 4月 00 日

厚生労働大臣 殿

氏名又は名称 株式会社 兵庫労働局

代表取締役 00 00



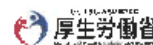
# 4

## 4. 令和6年4月1日施行 改正職業安定法 施行規則について



# 追加される明示事項

職業紹介事業者の皆さま



2024（令和6）年4月1日施行 改正職業安定法施行規則

## 求職者への労働条件明示のルールなどが変わります！

2024年4月から、求職者に対し明示しなければならない労働条件の追加や、手数料表などの情報提供の方法の見直しを内容とする、改正職業安定法施行規則が施行されます。

※明示する労働条件の追加は、労働契約に基づく労働契約関係の明示義務と同様の範囲です。

### 1. 追加される明示事項

求職者に対し明示しなければならない労働条件に、以下の事項が追加されました。求人企業からこれらの情報が適切に伝えられているかご確認ください。

- ① 従事すべき業務の変更の範囲※
- ② 就業場所の変更の範囲※
- ③ 有期労働契約を更新する場合の基準（有期労働契約では更新回数の上限を定めます）

※「変更の範囲」とは、雇人の就業内容と主たる、将来の雇用形態など今後の見込みを指します。継続する労働契約の手続上における変更の範囲のことをいいます。

### 最低限明示しなければならない労働条件 今回の改正で追加される明示事項

記載が必要な項目	記載例
業務内容	<b>（既入れ直後）</b> 一般事務 <b>（変更の範囲）</b> ●●事務 …①
契約期間	期間の定めあり（2024年4月1日～2025年3月31日） <b>契約の更新 有（●●により判断する）</b> <b>更新上限 有（遡及契約期間の上限 ●●年/更新回数の上限 ●●回）</b> …③
試用期間	試用期間あり（3か月）
就業場所	<b>（既入れ直後）</b> 東京本社 <b>（変更の範囲）</b> ●●支社 …②
就業時間	9:30～18:30
休憩時間	12:00～13:00
休日	土日、祝日（年末年始を含む）
時間外労働	あり（月平均20時間） 裁量労働制を採用している場合は、以下のような記載が必要です。 ※ 企画業務型裁量労働制により、●時間割いたものとみなされます。
賃金	月給 25万円（ただし、試用期間中は月給20万円） 時間外労働の有無に関わらず一定の手当を支給する制度（いわゆる「固定残業代」）を採用する場合は、以下のような記載が必要です。 (1) 基本給 ●●円 (2)の手当を除く (2) ■■手当（時間外労働の有無に関わらず、●時間分の時間外手当として▲▲円を支給） (3) ×時間を超える時間外労働分についての割増賃金を追加で支給
加入保険	雇用保険、労災保険、厚生年金、健康保険
労働時間防止措置	屋内作業
雇入者の氏名または名称	〇〇株式会社
<small>（雇用形態として明示する場合）</small>	<small>（「有期労働契約（有期労働契約）」というように有期労働契約として雇用することを示すことが必要です。）</small>

※ 基本給などの労働者の賃金に関する情報を提供する場合も、掲載した内容を明示するだけでなく、下書きの内容に合わせた記載を認める必要があります。

LL050628 番01

# 明示事項の記載例 手数料表などの情報提供

## 明示事項の記載例

### ①・②「変更の範囲」

業務内容	(雇入れ直後) 法人営業 (変更の範囲) 製造業を除く当社業務全般 (雇入れ直後) 経理 (変更の範囲) 法律の業務
就業場所	(雇入れ直後) 大阪支社 (変更の範囲) 本社および全国の支社、営業所 (雇入れ直後) 渋谷営業所 (変更の範囲) 都内23区内の営業所

※ いわゆる在籍意向を併記する点がある場合で、意向での就業場所や業務が意向元の会社の就業の範囲を超えている場合には、その旨を明示する必要があります。

### ③「有期契約を更新する場合の基準」

契約期間	期間の定めあり (2024年4月1日～2025年3月31日)
	契約の更新 有 (更新時期は下時の業務量、勤務成績により判断) ※ 有期契約期間は4年を上限とする。
	契約の更新 有 (任意的に更新する) 契約の更新回数は3回を上限とする。

※ 「職務の事情を総合的に考慮したうえで判断する」というような抽象的な表現ではなく、「勤務成績、経歴により判断する」、「会社の経営状況により判断する」など、具体的に記載いただくことが望ましいです。

## 2. 手数料表などの情報提供の方法

- ・ 有料職業紹介事業者が事業所内に掲示しなければならない下記の事項につき、当該掲示に代えて自社ホームページなどでも情報提供ができるようになります。
- ・ 自社ホームページ上で情報提供するにあたっては、自社の職業紹介サービスを利用する求人企業が当該サービス利用時に必ず参照するページなど、閲覧に便利な場所に掲載いただくことが望ましいです。

- ① 手数料表
- ② 返戻金制度に関する事項を記載した書面
- ③ 業務の運営に関する規程

※人材サービス総合サイト上での手数料表、返戻金制度の情報提供は引き続き必要です。

## 関連情報

令和6年4月より、募集時等に明示すべき事項が追加されます (厚生労働省HP内)  
[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou\\_roudou/koyou/haken-shoukai/r0604anteisokukaisei1.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/haken-shoukai/r0604anteisokukaisei1.html)  
 今回の職業安定法施行規則の改正についての資料等を掲載しています。



令和4年度労働政策審議会労働条件分科会報告を踏まえた労働契約法制の見直しについて (無期転換ルール及び労働契約関係の明確化) (厚生労働省HP内)  
[https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage\\_32105.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_32105.html)

労働基準法に基づき労働契約締結時及び有期労働契約の更新時に求められる労働条件明示事項についても同様の改正がなされており、その資料等を掲載しています。

